



開発

四日市市指令開発
第X Y 15 060018 号

住所 鈴鹿市桜島町三丁目1番地の2

氏名 株式会社ADI
代表取締役 安田 克志

令和 6 年 8 月 9 日 付で申請のあった四日市市 楠町本郷字川北1615番1
における 宅地分譲に伴う 開発行為については、都市計画法第29条の規定に
より下記の条件を付して許可します。

開 発 面 積 837.17 平方メートル

市街化区域 第一種中高層住居専用地域

令和 6 年 8 月 23 日

四日市市長 森 智広



記

許可条件

- (1) 開発区域内の工事着手に際し、あらかじめ工事着手届（防災工事を含む。）を提出すること。
- (2) 開発工事に着手するときは、開発区域の見やすい場所に四日市市都市計画法施行細則第10条に規定する標識を掲示し、各工区には工区別標識を設置すること。
- (3) 都市計画法第32条の規定により協議された事項については、確実に履行し協議者が報告を求める事項については遅延なくこれを行うこと。
- (4) 工事の施工状況については、四日市市都市計画法施行細則第11条に規定する各工事記録写真集を作成しておき、工事完了届を提出する際に添付すること。
- (5) 開発工事着手の際、及び一時中断の際には、完全な防災措置を講ずる等、付近地の災害防止に配慮すること。なお、不測の事態により災害が発生した時は、速やかに関係者と協議し、原状回復等適切な処置を行うこと。
- (6) 許可のあった日から起算して2年以内に工事に着手すること。

教示文

- (1) この処分不服が有る場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に都市計画法第50条の規定により四日市市開発審査会に対して審査請求することができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

複製

